

東京都水道局資金運用方針

東京都水道局長の管理する資金について、金融環境の変化に対応した安全かつ効率的な資金運用管理を行うため、運用管理の原則及び運用管理方法を次のとおり定める。

1 資金運用管理の原則

- (1) 公金という性格を踏まえ、安全な金融商品及び経営の健全な金融機関の選択を基本とした上で、可能な限り効率性を追求する。
- (2) 選択した金融商品及び金融機関について、格付や株価の動き等に注意し、安全性に問題が生じた場合は速やかに預け替え、預け入れ中止、中途売却等の措置を講ずる。
- (3) 運用は、資金需要に合わせた預金の満期設定及び債券の選択を行い、元本割れを回避するため、満期までの持ち切りを原則とする。

持ち切りの例外として、運用期間中に預金の解約又は債券の売却を行うのは、次のいずれかに該当した場合とする。

- ア 予定外の多額の支払が生じる等、支払資金を確保する必要がある場合
- イ 金利動向の変化により、預け替えをした方が有利な場合
- ウ 決済性預金以外の預金について、銀行の格付等が低下し破綻による損失を避けるために、預け替え等をする場合
- エ 債券の格付が投資適格未満に低下し、損失を最小にするため売却する場合

2 金融商品の選択

資金の安全性を最優先に効率性を考慮して運用商品を選択する。

(1) 預金

預金は、次に挙げるものから、運用期間及び運用額を考慮して

選択する。

- ア 大口定期預金
- イ 譲渡性預金
- ウ 普通預金
- エ 通知預金
- オ 当座預金
- カ 決済用預金

(2) 債券

債券は、次に挙げるものから、運用期間及び運用額を考慮して選択する。

- ア 国債
- イ 政府保証債
- ウ 地方債
- エ 金融債
- オ 社債
- カ コマーシャルペーパー
- キ 財投機関債

3 金融機関の選択

金融機関については、局長が別に定める基準により、格付、自己資本比率等の比較検討を行い、経営の健全な金融機関を選択した上で、預金の預入及び債券の購入を行う。

(1) 銀行

決済性預金以外の預金をする場合は、格付機関による格付及び自己資本比率が基準以上の銀行のうちから、株価、預金量及び収益力の推移を考慮した上で選択する。

ただし、預入期間中に格付若しくは自己資本比率が基準を下回った場合、又は銀行株価指数の下落率を大きく上回る株価の急激な低下、預金の流出等が生じた場合には、資金運用管理委員会に諮った上で、速やかに預け替え等の措置を講ずる。

(2) 証券会社

債券の分別管理、資金の決済業務等が確実に行われ、格付機関による格付及び自己資本規制比率が基準以上の会社のうちから、株価の推移等を考慮した上で、原則として最も有利な利回りを提示した会社を選択する。

4 資金運用管理要領及び資金運用計画の作成

この資金運用方針に基づく確実な資金運用管理を行うため、資金運用管理の細目について資金運用管理要領を作成する。

また、資金状況の把握・予測に基づき年間及び四半期ごとに運用見込み額や運用方法等を定める資金運用計画を作成する。

5 方針の見直し

この方針は、金融情勢の変化により必要がある場合、資金運用管理委員会に諮った上で、見直しを行うものとする。